

事業認定申請の手引き（第3版）(案)に関する意見募集の結果について

令和6年4月30日
国土交通省
不動産・建設経済局

国土交通省では、令和6年2月29日から令和6年3月29日まで、事業認定申請の手引き（第3版）(案)に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して1件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通省行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室 意見募集担当
電話番号：03-5253-8255

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>タイトルについて、一見何の「事業認定」であるか不明であり、この改正を機会に手引きの周知徹底及び活用を図るため、タイトルの冒頭に「土地収用に関する」または「土地収用法に基づく」と補足してはどうか。</p>	<p>事業認定申請手続は、土地収用法以外の法令等に該当する手続ではないことから、タイトルに追加しなくても土地収用法に基づく手続であることが明らかであるため、現行案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、周知にあたっては、本手引きをHPに掲載する際、各起業者及び認定庁へ掲載した旨周知するものであります。</p>